

昨年度保険料均等割額が

7.75割 軽減の対象

となっていた方へのお知らせ

※7.75割軽減
世帯内被保険者及び世帯主の軽減判定
所得の合計額が33万円以下の方

令和元年10月以降、国の財政支援の廃止により、均等割額が7割軽減の方へ更なる上乘せ分として実施されてきた軽減特例が段階的に見直されています。

令和3年度は、見直しの最終年度となり、昨年度7.75割軽減の対象者が7割軽減に変わります。

昨年度と比較して所得額が変わった場合は、他の軽減割合または軽減非該当となる場合もあります。

昨年度7.75割軽減の対象の方は、今年度7割軽減へ

▶ 保険料均等割額が月平均792円から1,056円に変わります。

参考 軽減特例の見直しによる軽減割合の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
軽減割合	9割軽減	8割軽減	7割軽減	
	8.5割軽減	8.5割軽減	7.75割軽減	7割軽減
	5割軽減(変更なし)			
	2割軽減(変更なし)			



後期高齢者医療保険料に関するお問い合わせ先一覧

市区町村	担当部署名	電話番号
仙台市	青葉区 保険年金課	022-225-7211(代)
	宮城総合支所 保険年金課	022-392-2111(代)
	宮城野区 保険年金課	022-291-2111(代)
	若林区 保険年金課	022-282-1111(代)
	太白区 保険年金課	022-247-1111(代)
	秋保総合支所 保健福祉課	022-399-2111(代)
	泉区 保険年金課	022-372-3111(代)
	保険年金課	022-261-1111(代)
石巻市	保険年金課	0225-95-1111(代)
塩竈市	保険年金課	022-355-6519
気仙沼市	保険年金課	0226-22-6600(代)
白石市	税務課	0224-22-1313
名取市	保険年金課	022-724-7105
角田市	税務課	0224-63-2114
多賀城市	国保年金課	022-368-1141(代)
岩沼市	税務課	0223-22-1111(代)
登米市	税務課	0220-22-2163
栗原市	健康推進課	0228-22-0370
東松島市	税務課	0225-82-1111(代)
大崎市	税務課	0229-23-5147
富谷市	税務課	022-358-3164

市区町村	担当部署名	電話番号
蔵王町	町民税務課	0224-33-3002
七ヶ宿町	町民税務課	0224-37-2114
大河原町	健康推進課	0224-51-8623
村田町	税務課	0224-83-6403
柴田町	健康推進課	0224-55-2114
川崎町	保健福祉課	0224-84-6008
丸森町	町民税務課	0224-72-2116
亘理町	健康推進課	0223-34-0501
山元町	保健福祉課	0223-37-1113
松島町	町民福祉課	022-354-5705
七ヶ浜町	税務課	022-357-7452
利府町	税務課	022-767-2117
大和町	税務課	022-345-1116
大郷町	税務課	022-359-5505
大衡村	税務課	022-341-8513
色麻町	町民生活課	0229-65-2156
加美町	保健福祉課	0229-63-7872
涌谷町	税務課	0229-43-2114
美里町	町民生活課	0229-33-2114
女川町	税務課	0225-54-3131(代)
南三陸町	町民税務課	0226-46-1373

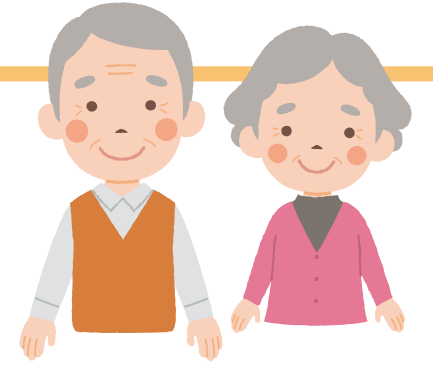
宮城県後期高齢者医療広域連合 電話 022-266-1021 FAX 022-266-1031
〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2-3

後期高齢者医療保険料のお知らせ

保険料の決まり方

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じた「所得割額」を合計して個人ごとに賦課され、一人一人に納めていただきます。均等割額と所得割率は、2年ごとに見直しされ、都道府県ごとに決められます。

年度途中から加入した場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失した場合の喪失月分は計算されません。



令和3年度 保険料の計算方法

年間保険料額

(限度額64万円)
※100円未満切捨て

=

均等割額

1人当たり
42,240円

+

所得割額

賦課の
もととなる
所得^注 × 所得割率
7.97%

注 「賦課のもととなる所得」とは、前年の総所得金額、山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得の金額(退職所得以外の分離課税の所得金額、土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の金額)の合計から、基礎控除額(最大43万円)を控除した額です(ただし、繰越純損失額は控除されませんが、繰越雑損失額は控除されません。)

「収入」と「所得」の違い

収入

所得税法上の収入金額(一括して受け取る退職所得に係る収入金額を除く。)で、必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額等)を引く前の金額。

所得

収入から必要経費を引いた金額(保険料の計算には、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などの所得控除は適用されません。)

公的年金等所得額の計算方法(65歳以上の方)

公的年金等とは、国民年金、厚生年金、共済年金、恩給(普通恩給、一時恩給)などです。遺族年金、障害年金、増加恩給は対象になりません。

なお、税制改正により、令和3年度分(令和2年1月1日から12月31日支給分)から計算方法が変更されています。

65歳以上で公的年金等の所得額以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合

公的年金等収入額(年額)	公的年金等所得額
110万円以下	0円
110万円超~330万円未満	公的年金等収入額-110万円
330万円以上~410万円未満	公的年金等収入額×0.75-27万5千円
410万円以上~770万円未満	公的年金等収入額×0.85-68万5千円
770万円以上~1,000万円未満	公的年金等収入額×0.95-145万5千円
1,000万円以上	公的年金等収入額-195万5千円

例 公的年金等収入額が180万円の場合 [計算式] 180万円-110万円=70万円

宮城県後期高齢者医療広域連合

保険料軽減・減免制度

■ 均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます。軽減割合は、**同一世帯内の被保険者および世帯主(被保険者でない方も含む。)**の所得の合計額により判定されます。

● 均等割額の軽減対象判定基準

均等割額軽減割合	同一世帯内の被保険者および世帯主の所得の合計額	軽減後の均等割額
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等(※)の数-1)以下の世帯	12,672円
5割軽減	43万円+28万5千円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	21,120円
2割軽減	43万円+52万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	33,792円

※給与所得者等とは、①一定額(55万円)を超える給与収入がある方、②一定額(65歳未満は60万円、65歳以上は125万円)を超える公的年金収入があり給与所得がない方です。

● 均等割額の軽減判定時に使用される公的年金等所得額の算出方法(65歳以上の方)

$$\text{軽減判定時の公的年金等所得} = \text{公的年金等所得額} - \text{特別控除額15万円}$$

● 均等割額の軽減を判定する際の注意事項

- 軽減判定の基準日は毎年4月1日です。年度途中で資格を取得した場合は資格取得日が基準日です。
- 土地譲渡所得などの特別控除がある場合は、特別控除前の金額で判定されます(所得割額計算の際は、土地譲渡所得などの特別控除後の金額で算定されます。)
- 専従者控除(給与)額について、事業主として専従者給与を支払った額は事業主の所得に含まれ、専従者給与を受け取った人の所得には含まれない金額で判定されます。
- 繰越純損失額および繰越雑損失額は、均等割額の軽減判定で控除対象となります。

■ 会社の健康保険などの被扶養者であった方への軽減

後期高齢者医療制度加入前日において、会社の健康保険(国民健康保険、国民健康保険組合は除く。)などの被扶養者であった方は、次のとおり保険料額が軽減されます。

軽減割合	
所得割	当面の間、負担なし
均等割	加入から2年を経過する月まで5割軽減

- 低所得による均等割額軽減の対象となる方は、軽減割合の高い方が優先されます。
- 被扶養者軽減の終了後は、均等割額の軽減対象判定基準に基づいた軽減を受けることができます。

■ 保険料の減免制度

次のような理由で保険料の納付が難しい方は、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

- 災害で、住宅や家財に著しい損害を受けた場合
- 世帯主の死亡や失業などで、収入が著しく減少した場合

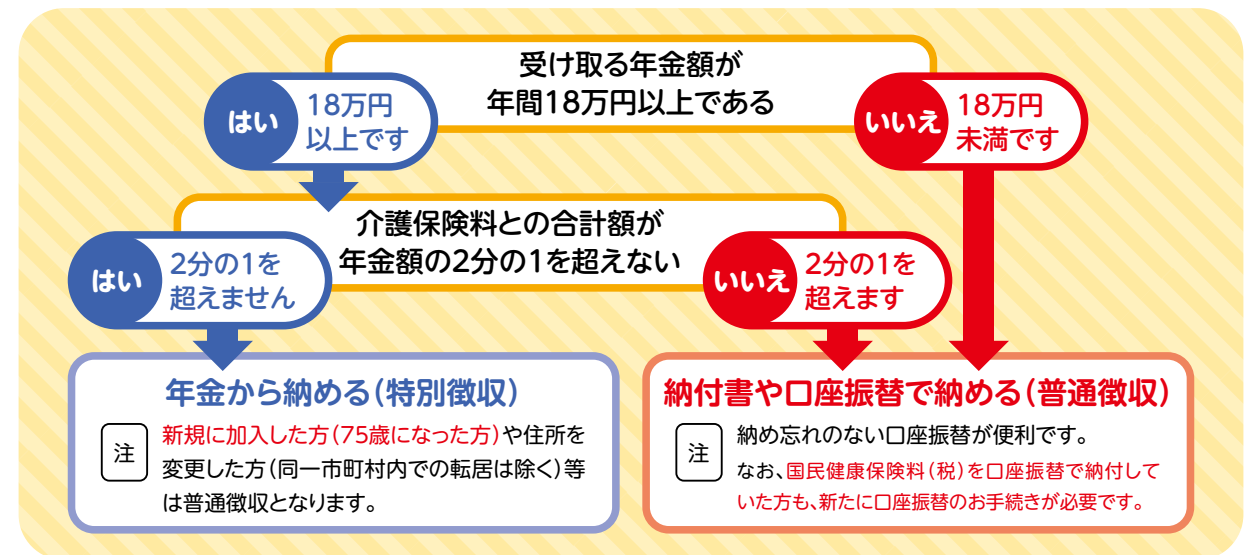
■ 新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により次の要件に該当する方は、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

- 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
- 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入が前年の10分の3以上減少することが見込まれる場合

■ 保険料の納め方

保険料の納付方法は、年金からの差引きで納めていただく「特別徴収」と、口座振替や納付書で納めていただく「普通徴収」があります。原則は「特別徴収」ですが、**資格を取得してからの一定期間や年金の受給状況などによっては、「普通徴収」となる場合があります。**



■ 年金から納める(特別徴収)

受給している年金が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、年金から保険料が差し引かれます。

4月[1期]	6月[2期]	8月[3期]	10月[4期]	12月[5期]	2月[6期]
仮徴収			本徴収		
当年度の年間保険料額が確定していないため、直近2月に特別徴収された額と同じ額を納めていただきます。			確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を、3回に分けて納めていただきます。		

※介護保険料を普通徴収で納めている場合、年度の途中で後期高齢者医療保険の資格を取得した場合、住所を変更した場合(同一市町村内での転居は除く)などは、特別徴収にならないことがあります。

※ご希望により、納付方法を口座振替に変更することができます。手続方法は、お住まいの市区町村の担当窓口へお問い合わせください。

■ 納付書や口座振替で納める(普通徴収)

特別徴収とならない方は、市区町村から送付される納付書や口座振替で、7月～3月の年9回に分けて納めていただきます。

納付月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別	[1期]	[2期]	[3期]	[4期]	[5期]	[6期]	[7期]	[8期]	[9期]

※口座振替の手続方法や開始月については、お住まいの市区町村の担当窓口へお問い合わせください。

※国民健康保険料(税)を口座振替で納めていた方も、あらためて手続が必要となります。